

平成 29 年度 大学機関別認証評価

自 己 点 検 評 価 書

長野保健医療大学

I. 長野保健医療大学の基本理念

学校法人 四徳学園は、「徳風洽四海」（徳風四海にあまねく）の精神を基本として豊かな人間性と医療に関する高い知識・技術を備えた人材を養成することを理念とする。

長野保健医療大学（以下、「本学」とする）は、「四徳」を学び、他者に共感し、自己研鑽に励むことにより、人を慈しむ心である「仁心」を醸成・涵養し、保健・医療・福祉の専門職として必要かつ十分な知識と技能を修得することにより、「妙術」を目指し生涯にわたり修練と研鑽を重ねる基礎を身に着けた人材の育成を教育理念としている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

2001年1月（平成13年度）	長野医療技術専門学校 設置認可
2001年4月（平成13年度）	長野医療技術専門学校開校 （理学療法学科・作業療法学科）
2005年9月（平成17年度）	附属リハビリテーションクリニック開院
2005年12月（平成17年度）	大学院入学資格認定 高度専門士の称号付与認定
2011年4月（平成23年度）	開校十周年記念誌 発刊
2014年10月（平成26年度）	長野保健医療大学 設置認可
2015年4月（平成27年度）	長野保健医療大学開学 （保健科学部リハビリテーション学科）
2017年4月（平成29年度）	川中島保育園 運営開始
2018年3月（平成29年度）	長野医療技術専門学校 閉校

2. 本学の現況

- ・大学名 長野保健医療大学
- ・所在地 〒381-2227 長野県長野市川中島町今井原 11 番地 1

・学部構成

平成 29 年（2017）年 5 月 1 日現在

単位：人

学部・学科	入学定員	編入学定員	収容定員
保健科学部 リハビリテーション学科	80	—	240
合 計	80	—	240

・学生数

平成 29 年 (2017) 年 5 月 1 日現在

単位：人

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	合計
保健科学部 リハビリテーション学科	88	84	87	—	259
合計	88	84	87	—	259

・教員数

平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在

単位：人

学部・学科	専任教員数						非常勤 講師
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
保健科学部 リハビリテーション学科	11	3	4	3	0	21	44
合 計	11	3	4	3	0	21	44

・職員数

平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在

単位：人

職 員	12
-----	----

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

基準項目

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命と目的は、「長野保健医療大学学則」第 1 条に、「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、「四徳」の精神を礎とした崇高な理念のもとに「仁心妙術」を育む教育を行い、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、我が国の医療並びに社会福祉に貢献することを目的とする」と規定されており、学生便覧への記載および本学公式ホームページにて公開されている。

本学は、学部として保健学部を、学科としてリハビリテーション学科を設置している。リハビリテーション学科には、理学療法学専攻および作業療法学専攻の 2 専攻を設置している。学部、学科及び専攻の教育研究上の目的は、本学学則第 5 条で以下に示すとおりに規定されており、学生便覧への記載および本学公式ホームページにて公開されている。

教育研究上の目的

(1) 保健科学部

本学の目的を踏まえ、豊かな人間性と広い見識・教養・技術を有する医療人及び教育研究者の育成を目的とする。

(2) リハビリテーション学科

リハビリテーション分野において、総合的・学際的な高い能力を養うことを念頭に置いた教育・研究を行うとともに、豊かな人間としての基本を兼ね備えたリハビリテーションの専門家を育成することを目的とする。

(3) 理学療法学専攻

理学療法専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね備えた理学療法士の育成を行う。

(4) 作業療法学専攻

作業療法の専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね備えた作業療法士の育成を行う。

【資料 1-1-1】、【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】

1-1-③ 個性・特色の明示

「使命・目的」の特色

長野保健医療大学の特色

本学は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月）で答申されている「高等教育の多様化と個性・特色の明確化」で提示されている7つの機能のうち、「高度専門職業人養成」、「特定の専門的分野の教育・研究」ならびに「社会貢献機能」の3つの機能に重きを置く。

(1) 仁心（人を慈しむ心）を涵養する教養教育

本学では四徳に心して勉学に励むという教育理念のもと、専門職業人として必要な専門知識と技術とともに、幅広い教養と高い倫理観のもと、高い技能を持ち、保健医療の専門職業人として求められる悩める人の立場を理解して対応できる人材を育成するための大学教育として、「仁心妙術」を育む教育、職場や地域社会の中で多様な職種の人々とともに仕事を行っていく上で必要な、他専門領域の理解、実行力や協調性、コミュニケーション能力などの基礎的能力を育成する教育ならびに将来への目的意識を持ち主体的に学習、研究する能力を育成する教育を重視する。

(2) 高度な専門知識・技能を習得する専門教育

他職種の専門性を理解し、協働できる能力を育てるために、初年次の基礎セミナーにおいて、看護、義肢装具、社会福祉、心理などの専門家によるそれぞれの専門職の専門性、役割の概説の後に、グループ討議授業を行い、保健、医療の実践における理学療法、作業療法の専門性、役割ならびに多職種連携チームについて学ぶ。

4年次前期の多職種連携演習において、理学療法、作業療法両専攻合同で、医師、看護師、社会福祉士、義肢装具士など専門職が参加した演習、総合討論を行う。整形外科系、中枢系の模擬症例をそれぞれ1例ずつ提示し、理学療法、作業療法の評価項目の選定、および段階的に提示される評価結果に対する治療プログラムをもとに、他職種に対する関連情報の提供・情報の収集・要望提示等、グループ単位で検討ののちに、多職種専門職が参加した総合討論を行うこととする。

(3) 地域貢献を目指す教育

大学事業として生涯学習講座、市民セミナーを企画、実施するほか、地域行政機関（長野市等）と連

携して介護予防などの保健活動への協力を行う。

大学が行う生涯学習講座は、リハビリテーション専門職を対象とし、学内または学外講師による、医学・医療、理学療法、作業療法、看護、社会福祉、義肢装具、栄養など関連分野のトピックス、最新の治療理論や技術などについての研修ならびに症例検討、研究発表の機会を提供する。

1-1-④ 変化への対応

使命・目的においては開学時から変更のないものであるが、状況の変化に迅速に対応できるよう、月例の運営会議にて経営側と教学側が常に連携を保っている。

<エビデンス集 資料編>

【資料 1-1-1】 長野保健医療大学 学則

【資料 1-1-2】 ホームページ: 学校法人四徳学園 情報公開 <http://shitoku.ac.jp/disclosure/education>

【資料 1-1-3】 長野保健医療大学 学生便覧 平成 29 年度

基準項目

- 1-2 . 使命・目的 及び教育目的の反映
- 1-2-① 役員，教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへ反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

1-2-① 役員，教職員の理解と支持

大学，学部，学科及び専攻の目的は学則に明記されており，学則を変更する際には，専任教員会議の議を経て，理事会で議決することとなっている。よって，変更する際には，役員及び教職員の理解と支持を得た上で決定している。

1-2-② 学内外への周知

以下に示すとおり学内外への周知に努めている。

- (1) 本学の目的は学則に明記し，本学ホームページを通じて学則を公開しており，変更等が生じた場合には，速やかに本学ホームページに記載し，学内外へ周知を図っている。また毎年発行する学生便覧に見学の理念・沿革および学則を掲載している。
- (2) 入学式などの大学の行事における学長および理事長の挨拶等において，大学の基本理念について触れ，内外関係者の理解を深めるようにしている。

【資料 1-2-1】、【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

中期計画として看護学部の設置を計画し、平成 30 年 3 月に文部科学省に学部設置申請を行った。本学の特色である多職種連携教育を推進する意味合いから、既存学部との連携が不可欠であるため、学内の各種会議、委員会で看護学部を視野に入れた検討を行っている。

1-2-④ 三つのポリシーへ反映

本学の使命・目的は、3 つの方針であるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーに反映されている。

(アドミッションポリシー)

- ・他者とのコミュニケーション能力をもち、他者の喜び、悩みに共感できる人
- ・仲間と協調した行動ができる人
- ・社会への関心をもち、社会貢献に意欲をもつ人
- ・大学生として、日常生活を自律的に管理できる生活習慣をもつ人
- ・善きことを求め、努力をする意志がある人

(カリキュラムポリシー)

1 年次

- ・建学の精神である「四徳」「仁心」を理解し実践できる。
- ・能動的に学修する態度を身につけ、自律的に学生生活を送ることができる。
- ・幅広い教養と知識の習得を通して物事を多角的にとらえ、論理的に表現できる。
- ・社会人としてのマナーと生活スキルを身につけ実行することができる。
- ・基礎となる教養及び医学領域の知識を修め、意欲をもって自主的に学修できる。

2 年次

- ・1 年次の学修をさらに発展させることができる。
- ・臨床医学領域の基礎を学び、自主的に学習を深めていくことができる。
- ・妙術(優れた知識・技能)の基盤となるリハビリテーション領域(評価学)の専門知識とその意味・意義を理解できる。
- ・他者への共感的態度とコミュニケーションスキルを習得し体現できる。
- ・学内演習および学外実習を通してリハビリテーション職種の役割を理解できる。
- ・国際的視野を養い、我が国が培ってきた保健・医療の知識・技術・制度を理解できる。

3 年次

- ・1 年次・2 年次の学修をさらに発展させることができる。
- ・基礎医学、臨床医学の専門知識を学び、リハビリテーションの過程で適切に活用することができる。
- ・妙術(優れた知識・技能)の基盤となるリハビリテーション治療学の専門知識とその意味・意義を理解し、治療に関わる技術を習得して活用できる。

- ・専門職として、地域社会に貢献する役割と責任を理解する。
- ・他者への共感的態度をもって豊かな人間関係を築き、チーム医療に参加できる能力（チーム観）を身につける。
- ・学内演習および学外実習を通して、事象を多角的にとらえ分析・理解することができる。また、自分の意見を論理的にまとめ、伝えることができる。

4年次

- ・「四徳」と「仁心」の意味を心して、最終学年生として自律した大学生活を送ることができる。
- ・これまでの学修で得たさまざまな知識を統合し活用できる。
- ・専門的な知識と確かなリハビリテーション技術を身につけ、倫理的配慮のもとに実践することができる。
- ・3年間の学修成果を活かして自ら課題を見つけ、情報検索や実験などにより解決を図り、論理的に表現することができる
- ・医療チームのメンバーとしての役割を自覚し、責任を果たすことができる。
- ・学内演習および学外実習において、事象を多角的視野からとらえ自分の意見を論理的に説明することができる。
- ・生涯を通じて、専門知識を集積して技術を磨く意志を持ち、学びの方法を考察し実践することができる。

(ディプロマポリシー)

(1) 「四徳」の体得と「仁心」の醸成

- a. 医療従事者を志すものとして、高い倫理観を持っている。
- b. 他者に共感し、悩める人の立場を理解できる、豊かな人間性を備えている。

(2) 妙術の基盤となる専門知識および技能の習得

- c. 妙術(優れた知識・技能)の基盤となる専門知識と技能を習得している。
- d. 幅広く深い教養及び総合的な判断力を備えている。
- e. 他職種の学理を理解し、連携チームの中核となることができる実行力、協調性およびコミュニケーション能力を身につけている。

(3) 成長し続ける意志と力

- f. 生涯にわたり専門性を高め、ニーズ・課題に向かう探究心を持っている。
- g. 将来への目的意識を持ち主体的に学習、研究する能力を持っている。
- h. 地域の課題に積極的に関わり地域に貢献する職業人としての意識を持っている。
- i. 国際的な視野を養い、我が国が培ってきた保健・医療の知識・技術・制度を理解できる。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、保健科学部及び図書館からなり、保健科学部はリハビリテーション学科の1学科で構成し、理学療法学専攻、作業療法学専攻の2専攻とし、リハビリテーション科学分野において社会貢献できる、高度な専門職業人を育成している。

【資料 1-2-5】

<エビデンス集 資料編>

【資料 1-1-1】 【資料 1-2-1】 長野保健医療大学 学則 と同じ

【資料 1-1-2】 【資料 1-2-2】 本学ホームページ：学校法人四徳学園 情報公開
<http://shitoku.ac.jp/disclosure/education> に同じ

【資料 1-1-3】 【資料 1-2-3】 長野保健医療大学 学生便覧 平成 29 年度 に同じ

【資料 1-2-5】 長野保健医療大学組織図

基準 2. 学生 領域：学生の受け入れ，学生の支援，学習環境，学生の意見等への対応

基準項目

2-1. 学生の受け入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッションポリシーの策定と周知

学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）

本学が求める「幅広い人間性」，「高い専門知識，技能」，「地域への貢献」，「グローバル社会に生きる」人材を育成するために，以下に示す方針で学生募集及び入学者の選考を行う．

- ・他者とのコミュニケーション能力をもち，他者の喜び，悩みに共感できる人
- ・仲間と協調した行動ができる人
- ・社会への関心をもち，社会貢献に意欲をもつ人
- ・大学生として，日常生活を自律的に管理できる生活習慣をもつ人
- ・善きことを求め，努力をする意志がある人

上記の資質に加え，

- ・高校教育では「国語」，「英語」の基礎的読解力，表現力を習得していること
- ・「物理基礎」，「化学基礎」，「生物基礎」のいずれか一科目以上を履修していること

上記，本学における学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）については，学生募集要項およびホームページ上にて公開し，周知している

【資料 2-1-1】，【資料 2-1-2】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学生募集・入学者選抜の方針・方法

大学入学者の選抜は，大学教育を受けるに相応しい能力・適性等を多面的に判定し，公正かつ妥当な方法で実施する．本大学は，理学療法士または作業療法士を目指す高度な専門職業人の育成を目的としていることから，大学への志望動機，職業への理解など目的意識を面接等で確認する．

【資料 2-1-1】，【資料 2-1-2】

平成 29 年度 入試情報

保健科学部 リハビリテーション学科 募集人員及び修業年限

専攻名	募集人員	修業年限
理学療法学	40 名 (男女共学)	4 年 (昼間 5 日制)
作業療法学	40 名 (男女共学)	4 年 (昼間 5 日制)

・卒業時に、理学療法士・作業療法士国家試験受験資格が与えられる。

受験資格

高等学校卒業の者（卒業見込みの者も含む）又は、これと同等以上の学力を有する者。

募集の種別、定員および出願条件

種別	募集定員	出願条件
指定校推薦入学	指定校推薦、公募推薦を合せて各専攻 20 名	各指定高等学校へ専攻別に 6 月下旬までに推薦依頼をする。
公募推薦入学		上記の受験資格を有し、専願（本学へ入学が確約できる者）であり、なおかつ下記の条件のすべてを満たす者。 i) 出身高等学校長より、理学療法・作業療法の教育を受けるに十分な素質を有すると認められ推薦が得られる者。 ii) 評定平均値が 3.3 以上の者。 iii) 高等学校を 2017（平成 29）年 3 月卒業見込みの者および 2016（平成 28）年 3 月卒業の者。
一般入学	I 期：各専攻 15 名 II 期：各専攻 5 名 ※III 期：若干名	高等学校卒業の者（卒業見込みの者も含む）又は、これと同等以上の学力を有する者。
社会人入学	I・II・III 期とも各専攻若干名	上記の受験資格を有し、専願（本学へ入学が確約できる者）であり、なおかつ下記の条件のいずれかを満たす者。 i) 入学時満 23 歳以上の者。〔1994（平成 6）年 4 月 1 日以前に生まれた者。〕 ii) 出願時において 2 年以上の就労経験がある者。

【注 1】受験希望者は、理学療法士・作業療法士の職業理解のため、入学試験前に病院などの施設見学及び学校見学を行うことが望ましい。

【注 2】各入学試験で第 2 志望専攻を選択することができる。

平成 29 年度入学試験日程

入試区分	出願期間 (郵送・窓口受付)	試験日	合格発表	合格者手続き期間
指定校推薦	平成 28 年			
公募推薦Ⅰ期	10 月 24 日(月)～	11 月 12 日(土)	11 月 18 日(金)	11 月 24 日(木)～ 12 月 2 日(金)
社会人Ⅰ期	11 月 4 日(金)			
公募推薦Ⅱ期	11 月 24 日(木)～	12 月 10 日(土)	12 月 16 日(金)	12 月 21 日(水)～ 1 月 6 日(金)
社会人Ⅱ期	12 月 5 日(月)			
一般入試Ⅰ期	平成 29 年			
社会人Ⅲ期	1 月 5 日(木)～	1 月 21 日(土)	1 月 27 日(金)	2 月 1 日(水)～ 2 月 10 日(金)
	1 月 17 日(火)			
一般入試Ⅱ期	2 月 1 日(水)～ 2 月 13 日(月)	2 月 18 日(土)	2 月 24 日(金)	3 月 1 日(水)～ 3 月 8 日(水)
※一般入試Ⅲ期	3 月 6 日(月)～ 3 月 13 日(月)	3 月 15 日(水)	3 月 17 日(金)	3 月 21 日(火)～ 3 月 24 日(金)

一般入試Ⅲ期については状況により、実施しない場合がある。

なお、実施の可否については、3 月 3 日までに本学ホームページに発表する。

平成 29 年度入学試験科目

※大学入試センター試験利用の入学試験は実施しない。

入試区分	学科試験	面接試験
指定校推薦	なし	個人面接 (20 分程度)
公募推薦	小論文試験課題文提示型 50 分 600～800 字	個人面接 (15 分程度)
一般入試 Ⅰ期・Ⅱ期	4 教科 各 50 分 国語：国語総合（古典を除く） 数学：数学Ⅰ・A（数Aは3項目とも出題範囲とする） 英語：コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ（リスニングを除く） 理科：物理基礎・化学基礎・生物基礎から1科目を出願時に選択	個人面接 (10 分程度)
社会人	小論文試験課題文提示型 50 分 600～800 字	個人面接 (15 分程度)
※一般入試Ⅲ期	小論文試験課題文提示型 50 分 600～800 字	個人面接 (15 分程度)

平成 29 年度 入学試験結果

理学療法専攻：入学定員40名										
試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者総数 (a)	合格者 (b)	うち第2志望合格	追加合格者	倍率 (a)/(b)	入学者	(うち女子)
指定校推薦	計20	11月12日	11	11	11	0	0	---	11	1
公募推薦Ⅰ期		11月12日	38	38	14	0	0	2.7	14	5
公募推薦Ⅱ期		12月10日	16	16	7	0	0	2.3	7	2
一般入学Ⅰ期	15	1月21日	52	50	19	0	0	2.6	14	2
一般入学Ⅱ期	5	2月18日	14	14	2	0	0	7.0	1	0
一般入学Ⅲ期	若干名	3月15日	※実施せず							
社会人Ⅰ期	若干名	11月12日	1	1	0	0	0	---	0	0
社会人Ⅱ期	若干名	12月10日	0							
社会人Ⅲ期	若干名	1月21日	1	1	0	0	0	---	0	0
合計	40		133	131	53	0	0	2.9	47	10
作業療法専攻：入学定員40名										
試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者総数 (a)	合格者 (b)	うち第2志望合格	追加合格者	倍率 (a)/(b)	入学者	(うち女子)
指定校推薦	計20	11月12日	3	3	3	0	0	---	3	2
公募推薦Ⅰ期		11月12日	22	22	15	3	0	1.5	15	10
公募推薦Ⅱ期		12月10日	8	8	5	2	0	1.6	5	2
一般入学Ⅰ期	15	1月21日	33	32	17	9	0	1.9	11	7
一般入学Ⅱ期	5	2月18日	6	6	4	3	0	1.5	3	0
一般入学Ⅲ期	若干名	3月15日	0					---		
社会人Ⅰ期	若干名	11月12日	2	2	1	0	0	2.0	1	0
社会人Ⅱ期	若干名	12月10日	1	1	0	0	0	---		
社会人Ⅲ期	若干名	1月21日	0							
合計	40		75	74	45	17	0	1.7	38	21
リハビリテーション学科合計			208	205	98	17	0	2.3	85	31
※出願者・受験者には第2志望者も含む							※倍率は指定校推薦を除く			

(3) 学生定員充足状況（志願者数，合格者数，入学者数，在学者数等）

平成29年度 学生数・収容定員・退学者数											
長野保健医療大学保健科学部リハビリテーション学科											
2017(平成29)年5月1日現在											
理学療法学専攻											
入学年度	1年		2年		3年		4年		専攻計		入学定員
	在籍者	退学者	在籍者	退学者	在籍者	退学者	在籍者	退学者	在籍者	退学者	
平成29年	47								47	0	40
平成28年		5	44						44	5	40
平成27年			1	1	45				46	1	40
									0	0	
学年計	47	5	45	1	45	0	0	0	137	6	120
作業療法学専攻											
入学年度	1年		2年		3年		4年		専攻計		入学定員
	在籍者	退学者	在籍者	退学者	在籍者	退学者	在籍者	退学者	在籍者	退学者	
平成29年	38								38	0	40
平成28年	3	2	39						42	2	40
平成27年		2		1	42				42	3	40
									0	0	
学年計	41	4	39	1	42	0	0	0	122	5	120
学科(学部)計											
入学年度	1年		2年		3年		4年		学部(学科)計		入学定員
	在籍者	退学者	在籍者	退学者	在籍者	退学者	在籍者	退学者	在籍者	退学者	
平成29年	85								85	0	80
平成28年	3	7	83						86	7	80
平成27年		2	1	2	87				88	4	80
学年計	88	9	84	2	87	0	0	0	259	11	240

(編入学の方針と状況)

学則第 28 条に規定する編入学については、完成年度となる平成 30 年度以降 編入学試験要項を策定する。それまでの間は、基本的に編入学生は受け入れない。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学試験制度は、入学試験委員会で厳正に審議・検討されている。

アドミッション・ポリシーに沿って募集要項と入試問題を作成し、指定校推薦入学、公募推薦入学、一般入学、社会人入学の種別に分けて、入学試験を実施している。アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保するために、いずれの種別の入学試験にも面接試験を課している。

収容定員は理学療法学専攻 40 名、作業療法学専攻 40 名で入学定員数を確保している。

<エビデンス集 資料編>

【資料 2-1-1】 長野保健医療大学 平成 29 年度学生募集要項

【資料 2-1-2】 本学ホームページ：入試情報 <http://shitoku.ac.jp/admissionpolicy>

基準項目

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

(1) 入学前指導

入学予定者を対象とした入学前指導を実施している。入学前指導の内容は教員と職員で構成する教務委員会にて作成の上、決定される。

(2) 基礎セミナーにおける導入教育

1年次の「基礎セミナー」を導入教育科目と位置付けている。少人数単位のグループワークを主体として、基礎的なスタディースキルを身につけ、対人関係における協調性を養い、知的探究心を持って各専攻に關係する課題の解決を図る経験を通して、学習活動への円滑な導入と動機付けを図っている。

(3) クラス担任制

1年次から4年次まで、原則として同一の専任教員が4年間クラス担任として、定期的なホームルームの開催と個人面談などにより、個々の学生の学校生活全般及び学業面における学生の状況を把握し、必要に応じた種々のサポート及び指導を行う。学生の状況把握に基づく情報を関係する教職員間で共有し、対応に齟齬が生じないように配慮している。

(4) オフィスアワー

各教員のオフィスアワーは、研究室前に掲示して学生に周知しているが、多くの教員はオフィスアワー以外の時間にも、可能な限り学生に対応している。このため、学生が研究室を訪れる頻度が高く、学修に関すること以外にも、様々な相談がなされている。

(5) スクールカウンセラー

学生生活における種々の相談に応じるため、臨床心理士によるスクールカウンセリングを行っている。臨床心理士は外部の者に委嘱し、中立的な立場として相談を受けている。

(6) 図書館

図書館の利用方法についてはガイドブックを作成し、学生に配布している。更に、1年次の「基礎セミナー」において図書館職員が利用方法を説明し、文献の検索方法などの支援をしている。

(7) 国家試験に関連する学修支援

国家試験への対応はクラス担任が中心となり、数回の模擬試験の結果を分析しながら、セミナー室を

開放してのグループ学習，習熟度に応じた個別指導等を行っている．職員はグループ学習のためのセミナー室確保，模擬試験受験に関する手続き，受験願書の一括申請手続き等の支援を行っている．

(8) 学外実習に関連する学修支援

実習開始前に、「実習の手引き（マニュアル）」を用いて，実習の目的と意義，習得内容，提出課題，注意事項等を徹底して把握させる．また，実習施設の指導者を招いての「臨床実習指導者会議」を開催し，指導者に各実習のねらいを理解してもらうと同時に，実習前に指導者と学生が面談する機会を設けている．臨床実習指導者会議の準備や実習中の宿舎との契約手続きなどは職員が支援している．

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

少人数でのグループ学修が必要な科目においては，科目担当者以外の専任教員もしくは非常勤のTAが授業を補佐する Team Teaching 方式をとることにより，学生により効果的な授業展開を図っている．

基準項目

2-3. キャリア支援

2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は理学療法士、作業療法士を養成する専攻で構成されている。学生は、卒業時にこれらの国家試験の受験資格を取得することができる。

本学では、本学の基本理念である四徳・仁心の精神に沿ったカリキュラムポリシーに基づき、1年次より、実際の臨床場面を見学したり、そこで働く理学療法士および作業療法士から臨床での話を聞くなどの見学実習や基礎セミナーに始まり、4年間を通してリハビリテーション専門職になるための目標指向的な学習を行っている。4年次においては国家資格取得に向けて国家試験の模試など行うなど国家試験対策を行っている。

また、3年次より、進路・就職支援を下記の通り行っている。

<進路支援>

就職支援

(1) 進路希望調査

3年次の2月と4年次の6月に行っている。

(2) 進路ガイダンスと小論文・面接指導

就職活動の心構え、受験先・求職先への手続き、求人票の見方、アポイントメント（訪問や面接の予約）のとり方、履歴書の書き方、履歴書記入・面接・小論文などの指導を3年次の2月に行っている。

(3) 求人票

県内外の施設等から求人票を取り寄せ、就職相談室で公開している。求人情報は学生用情報システム「Active Academy」にも掲示し、Personal Page を通じて学生に情報を伝えている。

(4) 求職・受験

提出された求職申込書に基づき個別相談の上、意思確認し受験先を決定している。

受験先が決定したら願書の請求と作成など必要書類の準備を支援している。

受験は原則として1ヶ所ずつ（国立・県立病院機構は別）とし、内定に至らなかった場合、次の受験先を検討する。

(5) 受験後の支援

就職内定先への書類提出や対応（内定先への挨拶、内定辞退、内定取り消し等）についての支援を行っている。国家試験不合格の場合、就職先が決まらない場合などの支援も行っている。

基準項目

2-4. 学生サービス

2-4-①学生生活の安定のための支援

2-4-①学生生活の安定のための支援

修学支援

経済的支援：奨学金制度（大学独自の奨学金，企業等からの奨学金等），授業料減免の状況

(1) 本学独自の奨学制度

●特別奨学制度

大学の目標実現に向け、「授業の正課」と「課外活動」の両面で優れた成果を修め、医療人として高い資質を有した人材の育成を図ることを目的とし、S・A・Bの三種類を制定している。

名称	内容	人数
特別奨学生 S	4年間の授業料（360万円）免除	1名
特別奨学生 A	1年次授業料の1/3（30万円）免除	3名
特別奨学生 B	前期授業料の1/3（15万円）免除	2・3年生より各学年1名

●学生生活支援奨学制度

家庭その他の事情により学費の援助が必要であり、さらに学業成績、人間性ともに優れた者に対し、学業を奨励するとともに修学を支援することを目的とする。

名称	内容	人数
入学金免除	入学金（40万円）免除	3名
遠隔地奨学生	1年次授業料のうち10万円免除	3名

(2) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の国内奨学金には、大学入学前に高等学校等を通じて申込みを行う「予約採用」の他に在学中に申込み「在学採用」がある。奨学金の内容は同じ。

「在学採用」奨学金の募集は原則として毎年春にあり申込みは大学を通じて行う。募集日程の通知は、掲示板および学生用情報システム「Active Academy」への掲載にて行う。

失職、破産、事故、病気、死亡等、もしくは火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、緊急採用・応急採用奨学金の奨学生として採用される。

緊急採用奨学金は第一種奨学金で無利息、応急採用奨学金は第二種奨学金で利息付の奨学金である。年間を通じて随時採用しているが翌年度の採用となることがある。

(3) その他の奨学金

地方公共団体等が設けている奨学金制度について本学に募集の通知があるものについては、掲示板や学生用情報システム「Active Academy」への掲載にて知らせる。

<平成 29 年度入学金免除の授業料等減免の状況>

専攻	人数(人)	1人当たりの減免額 (円)
理学療法学	3	400,000
作業療法学	1	400,000

<平成 29 年度特別奨学生 B の授業料減免の状況>

専攻	人数(人)	1人当たりの減免額 (円)
理学療法学	2	150,000
作業療法学	0	0

<留年者・休・退学者の状況把握>

平成 29 年 4 月～30 年 3 月

専攻	留年者	休学者数	主な理由	退学者数	主な理由
理学療法学	0	0	—	2	学業不振
作業療法学	3	0	—	2	学業不振

基準項目

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地, 校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設, 図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

2-5-① 校地, 校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(1) 教育環境の整備

①校地・校舎面積等

現在の校地・校舎の面積は下表に示す通りであり, 大学設置基準に定める必要面積を満たしている。

校地の種別	面積 (㎡)	設置基準上必要な校地面積 (㎡)
校舎敷地	5,868.93	
運動場用地	3,049.82	
合計	8,918.75	3,200.00

校舎の種別	面積 (㎡)	設置基準上必要な校舎面積 (㎡)
校舎	6,707.53	
合計	6,707.53	5,322.20

②実習室と主な設備

理学療法士作業療法士養成施設指導要領に記載されている教育上必要な機械器具を中心に設備等の充実を図っている。なお、実習の態様や学生数に応じた広さを確保しており、実習等に支障が生じないように整備している。

種別	名称・室数	階	面積 (m ²)	設備機器	目的・用途
実習室	水治療法室 1室	1階	82.39	水治療訓練用大型浴槽，部分浴槽，渦流浴装置，気泡浴装置等	水の浮力・水圧・温度等を利用する療法・運動方法の学習
	日常生活活動室 1室	1階	140.88	電動式ギャッチベッド，自助具，車椅子，杖，腕可動支持器，歩行器，トランスファーボード，リフター等	実際の日常生活を想定した講義・実習
	義肢装具室 1室	2階	114.25	カービングマシン，各種継手，各種義足，下肢用装具，装具用脚義手，コルセット等	義肢や装具の製作や仕組みの学習
	基礎医学実習室 1室	2階	139.00	実験台，動物解剖器具，標本模型，心筋動物実験用具，多用途記録装置，顕微鏡等	専門基礎科目の解剖学，生理学，運動学の講義，演習，実習用
実習室	徒手・物理療法室 1室	2階	135.33	治療台，血圧計，スパイロメーター，体脂肪測定器具，形態測定器具，関節角度計等	マッサージ・物理療法等の実技実習
	運動療法室 1室	2階	238.99	心電計，呼気ガス分析装置，3次元動作解析システム，重心動揺分析装置，トレッドミル，自転車エルゴメーター等	筋機能の検査や動作の三次元的分析実習
	第1作業療法室 1室	3階	204.29	サンディング用具，スポーツ用具，娯楽用ゲーム，運動遊具，玩具等	織物・手工芸・レクリエーション室 共同講義室に活用
	第2作業療法室 1室	3階	122.39	木工台，作業台，電気炉，ろくろ，電動ボール盤，卓上織機，床上織機等	木工・金工・陶工室

③図書館

図書館は、283.429㎡の面積で、閲覧席は80席、蔵書検索用パソコン、コピー機等を設置している。

図書館の蔵書は、図書が11,554冊、定期刊行物24種類、視聴覚資料は131点である。その他に、メディカルオンラインのフリーアクセス契約により、1,266種類の雑誌を複数の学生が同時に閲覧でき、またダウンロードも可能となっている。

蔵書についてはOPACを利用して外部に公開している。また、国立情報学研究所(NII)の目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)に参加して学術情報の提供に努めている。

④運動場及び運動施設等

運動場として、長野市より借用している3,049.82㎡の軽運動場があり、また、校舎の隣接地にある市営グラウンドも併せて利用している。屋内の体育施設として492.48㎡の講堂を併用しており、体育の授業でも使用している。

⑤学生の自習スペース等

屋外テラス付きの学生ホールとセミナー室3室が、学生が自由に使えるスペースとして活用されている。また、大講義室、PC室等も授業で使用していない時間は開放しており、学生の自習場所となっている。

【資料2-5-1】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

自主的学習環境

a) 自習室 (H29年3月時点)

部屋名	面積	席数	使用時間等
①図書館	166.66 ㎡	80	8:30～19:30
②学生ホール	293.22 ㎡	192	8:30～19:30
③2Fセミナー室	35.50 ㎡	10～15	申込みが必要
④3Fセミナー室	37.20 ㎡	10～15	申込みが必要

b) 図書館の利用状況 (平成29年4月～30年3月)

①年間開館日数	238	⑥年間受入雑誌種数	49
②開閉館時刻	8:30～19:30	⑦個人貸出総数	2,884
③蔵書冊数	11,554	⑧相互協力業務	31
④所蔵雑誌種数	70	⑨文献複写枚数	337
⑤年間受入図書冊数	652	⑩年間参考業務	174

※入館者数等については、調査ができないため、数値はありません。

c) 学術情報システムの整備 (H29年3月時点)

契約システム	活用状況	備考
① メディカルオンライン	ダウンロード数 6,444 件	I Pアドレス認証
② 医学中央雑誌 Web 版	検索数 6,286 件	I Pアドレス認証

d) 情報処理室

部屋名	広さ	席数	使用時間等
コンピューター室	113.81 m ²	46	8:30～17:30

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

(1) 教育環境の適切な運営・管理

校舎の耐震化率は100%であり、建築基準法で定める定期調査も専門業者に委託して実施している。また、消防設備、電気設備の保守・点検業務、廃棄物処理などは法令を順守して管理を行っている。

(2) バリアフリーへの対応

バリアフリーへの対応状況としては、エレベータ、身障者用トイレ、手すり、スロープ、盲人用誘導ブロック、案内板及びエレベータの点字表示を行っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

1学年定員80名、各専攻40名ずつの学生定員に対して、120名収容の講義室1室、100収容の講義室1室、45～50名収容の講義室8室を設置して、履修者数に合わせた適切な教室配置を実施している。

<エビデンス集 資料編>

【資料 2-5-1】 校舎見取り図

基準項目：

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談，経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談，経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生委員会を設置し，学生が大学生活を円滑に進められるよう学生からの相談を受け，あるいは学生への指導や助言を行うために，オフィスアワー制度，担任制度，学務課，学生相談窓口を設置している。

(1) オフィスアワー制度

各教員のオフィスアワーは週 120 分とし，その日時は「Active Academy」を利用して知らせている。

学生は直接質問したり説明を受けたりしたいと思う教員があれば，所属する専攻に限らず，オフィスアワー時間に研究室を訪問し対話をすることができる。

(2) 担任制度

本学では各学科の学年ごと（クラスごと）に担任を設け，履修計画や学習内容，就職・進学，健康や日常的な心配事など，学業から学生生活に係る諸問題について相談に乗り，助言や指導も行っている。

(3) 学務課（事務室）

大学生活を円滑に進めていくために必要となる事務的な事柄全般について，事務室窓口にて取り扱う。学費や奨学金，各種証明書の発行，学内施設の利用手続き，通学に係ることなどに加え，落とし物や忘れ物の取り扱いなども行う。経済的な問題など教育や進路に係ること以外の相談も受け付けている。

(4) 学生相談窓口

学生相談窓口は，学業，健康，進路，人間関係，各種のハラスメント，担任や事務室とでは話しにくいことなど学生生活を送るうえで生じた困ったことや悩みごとを相談できる窓口を設けている。

<相談の流れ>

まずは相談窓口担当者が話を聞く。相談場所には原則として学生相談室を使用している。

相談内容と本人の要望に基づき、相談窓口担当者が心理カウンセラーや専門の教職員の紹介、学校として必要な対策を行うなど、適切に対応する。必要に応じて相談や対応を継続する。

(5) ハラスメント防止策

ハラスメント防止に向けて、適切な知識と対応を周知するためにハラスメントに関して学習要項に記載している。

(6) 健康管理： 安全衛生に配慮し、健康的で安定した学生生活を送れるように配慮

a. 保健室の設置

怪我や体調不良の応急処置に備えている。

b. 健康診断

毎年 4 月に全学年を対象に健康診断を実施している。健康診断の結果、必要がある場合には個別に連絡・指導を行っている。

臨床実習に参加する学生については、2 年次に麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、HBs 抗体(B 型肝炎)、HCV 抗体(C 型肝炎)、以上 6 項目の感染症抗体検査を実施している。

【資料 2-6-1】

<エビデンス集 資料編>

【資料 2-6-1】 学生便覧 平成 29 年度

基準 3. 教育課程 領域：卒業認定，教育課程，学修成果

領域：卒業認定，教育課程，学修成果

趣旨：

- ・ディプロマ・ポリシーに基づいた卒業・修了の認定
- ・カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程の編成及び実施
- ・教育の質向上のための学修成果の活用

基準項目

3-1. 単位認定，卒業認定，修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準等の厳正な適用

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的を反映した 3 つの方針であるアドミッションポリシー，カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーは，に反映され，学生便覧及び本学ホームページなどにおいて，周知している。

【資料 3-1-1】，【資料 3-1-2】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準，進級基準，卒業認定基準等の策定と周知

単位認定基準，進級基準，卒業認定基準は，本学学則第 4 章－第 6 章に基づき，適切に行われている。成績評価及び単位認定方法については，シラバスに明示し，学生に周知している。

3-1-③ 単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準等の厳正な適用

本学では，明確に定めたディプロマ・ポリシーを踏まえて，以下に示した成績評価及び単位認定基準を厳正に適用している。

【資料 3-1-3】，【資料 3-1-4】

成績評価，単位認定

(1) 成績評価，単位認定の在り方・基準

本校の教育課程は，必修科目，選択科目及び自由科目に分け，これらを各年次に配当し，編成し，教育内容，授業科目の種類及び単位数は別表（卒業に必要な授業科目の履修と単位数）のとおりとする。

(単位の計算方法)

各授業科目の単位数は，1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを

標準とし、授業方法に応じ授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- ・講義及び演習については、15 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- ・実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- ・卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(卒業に必要な授業科目の履修と単位数)

リハビリテーション学科の各専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりとする。

区 分		教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
専 攻 理 学 療 法 学	必修科目	18 単位	34 単位	—	52 単位
	選択科目	8 単位以上	6 単位	64 単位	78 単位以上
	合 計	26 単位以上	40 単位	64 単位	130 単位以上
専 攻 作 業 療 法 学	必修科目	18 単位	34 単位	—	52 単位
	選択科目	8 単位以上	4 単位以上	75 単位	87 単位以上
	合 計	26 単位以上	38 単位以上	75 単位	139 単位以上

(学修の評価及び単位の授与)

授業科目を履修した学生に対しては、GPA 制度を導入し、学習の成果を A+(90 点以上)、A (80 点以上 90 点未満)、B (70 点以上 80 点未満)、C (60 点以上 70 点未満)、D (60 点未満) の 5 段階 で 評価し、A+, A, B, C を合格とする。

成績評価の厳格化のため、成績評価基準に GPA 制度を導入する。

前項に定める成績評価基準をもとに、履修単位の上限設定 (CAP 制) を行う。

あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。

(2) 他大学および専門学校との単位交換の方針と状況

長野県内大学単位互換に関する協定に基づき単位交換を行うものとし、平成 28 年度より単位互換履修生の募集を開始する。

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-1-1】【資料 1-1-3】長野保健医療大学 学生便覧 平成 29 年度に同じ

【資料 3-1-2】【資料 1-1-2】本学ホームページ：学校法人四徳学園 情報公開

<http://shitoku.ac.jp/disclosure/education> に同じ

【資料 3-1-3】【資料 1-1-1】長野保健医療大学 学則に同じ

【資料 3-1-4】【資料 1-1-3】長野保健医療大学 学生便覧 平成 29 年度に同じ

基準項目

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的は、学則第1条に定めるとおり「教育基本法及び学校教育法に則り、「四徳」の精神を礎とした崇高な理念のもとに「仁心妙術」を育む教育を行い、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、我が国の医療並びに社会福祉に貢献することを目的とする。」としている。これを以下の3領域11項目のディプロマポリシーとして具体的に示している。

なお本学は、単一学部単一学科のもと、理学療法学専攻と作業療法学専攻に共通した教育目標を掲げ、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを策定している。

1. 「四徳」の体得と「仁心」の醸成

- a. 医療従事者を志すものとして、高い倫理観を持っている。
- b. 他者に共感し、悩める人の立場を理解できる、豊かな人間性を備えている。

2. 妙術の基盤となる専門知識および技能の習得

- c. 妙術(優れた知識・技能)の基盤となる専門知識と技能を習得している。
- d. 幅広く深い教養及び総合的な判断力を備えている。
- e. 他職種の学理を理解し、連携チームの中核となることができる実行力、協調性、およびコミュニケーション能力を身につけている。
(リハビリテーション科学に関する包括的知識を持ち、医療チームに参加する能力を持っている)

3. 成長し続ける意志と力

- f. 生涯にわたり専門性を高め、ニーズ・課題に向かう探究心を持っている。
- g. 将来への目的意識を持ち主体的に学習、研究する能力を持っている。
- h. 地域の課題に積極的に関わり地域に貢献する職業人としての意識を持っている。
- i. 国際的な視野を養い、我が国が培ってきた保健・医療の知識・技術・制度を理解できる。

【資料 3-2-1】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、ディプロマポリシーに基づき、各学年毎のカリキュラムポリシーを策定している。

1年次：「建学の精神・社会人としてのマナーとスキル・スタディースキル・幅広い教養・基礎医学」

- ・ 建学の精神である「四徳」「仁心」を理解し実践できる。
- ・ 能動的に学修する態度を身につけ、自律的に学生生活を送ることができる。

- ・幅広い教養と知識の習得を通して物事を多角的にとらえ、論理的に表現できる。
- ・社会人としてのマナーと生活スキルを身につけ実行することができる。
- ・基礎となる教養及び医学領域の知識を修め、意欲をもって自主的に学修できる。

2年次：「医療人としての心構え(知識)・臨床医学・リハビリテーション実践の基礎的知識と技術」

- ・1年次の学修をさらに発展させることができる。
- ・妙術(優れた知識・技能)の基盤となるリハビリテーション領域(評価学)の専門知識とその意味・意義を理解できる。
- ・他者への共感的態度とコミュニケーションスキルを習得し体现できる。
- ・学内演習および学外実習を通してリハビリテーション職種 of 役割を理解できる。
- ・国際的視野を養い、我が国が培ってきた保健・医療の知識・技術・制度を理解できる。

3年次：「医療人としての心構え(実践)・リハビリテーション実践の知識と技術・疑問に対する探究心・ロジカルシンキングとディベート」

- ・1年次・2年次の学修をさらに発展させることができる。
- ・基礎医学、臨床医学の専門知識を学び、リハビリテーションの過程で適切に活用することができる。
- ・妙術(優れた知識・技能)の基盤となるリハビリテーション治療学の専門知識とその意味・意義を理解し、治療に関わる技術を習得して活用できる。
- ・専門職として、地域社会に貢献する役割と責任を理解する。
- ・他者への共感的態度をもって豊かな人間関係を築き、チーム医療に参加できる能力(チーム観)を身につける。
- ・学内演習および学外実習を通して、事象を多角的にとらえ分析・理解することができる。また、自分の意見を論理的にまとめ、伝えることができる。

4年次：「医療チームの一員としての役割の自覚と責任・知識の統合と科学的思考・高い倫理観を伴うリハビリテーション実践の知識と技術・職業アイデンティティとキャリアデザイン」

- ・「四徳」と「仁心」の意味を心して、最終学年生として自律した大学生活を送ることができる。
- ・これまでの学修で得たさまざまな知識を統合し活用できる。
- ・専門的な知識と確かなリハビリテーション技術を身につけ、倫理的配慮のもとに実践することができる。
- ・3年間の学修成果を活かして自ら課題を見つけ、情報検索や実験などにより解決を図り、論理的に表現することができる。
- ・医療チームのメンバーとしての役割を自覚し、責任を果たすことができる。
- ・学内演習および学外実習において、事象を多角的視野からとらえ自分の意見を論理的に説明することができる。
- ・生涯を通じて、専門知識を集積して技術を磨く意志を持ち、学びの方法を考察し実践することができる。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの関係を明確にするために、カリキュラムツリーを作成し、公表している。

カリキュラムツリーでは、教養科目の位置付けと、専門基礎科目群と理学療法士、作業療法士としての専門科目群の位置付けをわかりやすく配置した。

各科目の詳細については、講義概要（シラバス）を作成している。

以下に教育課程の設定目的を挙げる。

（1）教養科目

「教養科目」は、専攻の枠を超えて共通に求められる「仁心」を備えたグローバル社会に生きる技能が優れた専門職業人を育成するために、導入教育科目、人文科学、社会科学、自然科学、体育学、外国語の科目群を配置した。

① 導入教育科目

基礎セミナー（理学療法と作業療法の別）を各1単位ずつ配置し、文章表現法、職業リテラシーの講義と演習、テーマを設定してのグループ単位の調査・討論・発表などにより、専門職となるための基本的知識を学習し、療法学を学び、専門職として社会に貢献することを目指す姿勢、態度を醸成する。

② 人文科学

全ての人々が尊厳を認め合って共に生きる共生社会を目指して活動する職業人を育成するために、「心理学」、「倫理学」を配置した。これらの科目において、正義、善、倫理、精神活動、心理評価、人間発達、コミュニケーションなどについて教授する。殊に人の心を理解することが重要と考えて「心理学」を必修とした。

③ 社会科学

人は社会で生きており、医療・福祉サービスは社会の公的制度として提供されている。社会を知り、社会福祉の理念と仕組みを知ることは、医療福祉専門職として必須である。さらに、医療・福祉サービスにおいては、知識を伝え、訓練により機能回復を図り、生活習慣の変容を指導するなど教育の視点が重要であり、これらの能力を育てるために、「社会福祉学」、「教育学」を必修とし、「社会学」を選択とした。

④ 自然科学

理学療法士、作業療法士の専門性の裏付けとなる医学知識を学習するための基礎となる科学的思考を身に着けるために、「物理学」、「統計学」および「生化学」を必修とし、「生物学」、「情報処理演習」を選択とした。

⑤ 体育学

健康な生活を営むためには、身体運動が不可欠である。すべての人々の健康増進、スポーツ活動参加

を促進し、健康寿命の延伸に貢献するための基礎的知識を学ぶために「体育学」講義を必修とした。また、自らの心身の健康の増進をはかるため「体育実技」を必修とした。

⑥ 外国語

地域での経験、研究成果を国際的に発信する能力を養うために、外国語教育は、英語（英会話）、医学英語は必修とし、ハンガル、中国語を選択科目として、基本的会話能力を育てる学習とした。ハンガル、中国語は、語学能力のみならずそれぞれの国の文化、考え方を学び、相互理解、交流の発展に寄与できる人材を育成する。

(2) 専門基礎科目

「専門基礎科目」は、「専門科目」へと繋がる基礎となる重要な科目群であり、「基礎医学」、「臨床医学」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の3つの科目群で構成している基礎医学は1年次から臨床医学は2年次から履修を開始する。学部の構成を1学科、2専攻としたため、両専攻に共通な科目を必修に、いずれかの専攻に必修のものは選択とした。

① 「基礎医学」

人体の構造を系統的に学習するために「解剖学（総合）」、「解剖学実習（人体解剖観察・骨格系・筋系・神経系・体表解剖）」の6科目を、人体の生理機能について系統的に学習するために「生理学」、「生理学実習」を1、2年次に配置した。

人体の運動、動作、活動の成り立ち、測定、評価の基本を学ぶために、「運動学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を1、2年次に「運動学実習」を2年次後期に配置し、子どもの成長発達、成人、高齢者と加齢に伴う心身機能の成熟と老化について学ぶため「人間発達学」を1年次後期、2年次前期に配置した。

② 「臨床医学」

リハビリテーション医療の主要な領域を学ぶ科目として「病理学」、「臨床医学概論」、「内科学・老年学」、「整形外科学」、「神経内科学」、「脳神経外科学」、「小児科学・小児神経科学」、「精神医学Ⅰ・Ⅱ」、「リハビリテーション医学」を2年次、3年次に配置した。患者の情緒、心理面の理解するため「臨床心理学」を必修とした。

各種の画像と病態の結びつきを理解することを目的に「医用画像解析学概論」を3年次に配置し、選択とした。理学療法学専攻では、選択必修とした。作業療法学専攻では、身体障害・老年医学分野系、発達障害分野系の履修モデル選択者には選択必修とした。

選択科目として、臨床で必要性の高い薬理学と外科学の知識の習得のため「臨床薬理学」、「外科学概論」を配置し、理学療法学専攻では、選択必修とした。作業療法学専攻では、身体障害・老年医学分野系、発達障害分野系の履修モデル選択者には選択必修とした。理学療法士及び作業療法士の近接領域である言語聴覚障害を理解するための科目「言語聴覚学概論」を2年次後期から3年次に配置し、あわせて他職種との協働作業をどう実践していくのかについて教授する。

③ 「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」（わが国の現状と国際的潮流）

「障害科学Ⅰ」、「障害科学Ⅱ」を1年次後期、2年次前期に配置した。理学療法士、作業療法士の根幹

理念であるリハビリテーションについて、理念を学び、障害モデル、ICF、障害の種類、リハビリテーション手法などを科学的、論理的に学ぶものである。障害科学Ⅰでは、医学の歴史、障害概念、リハビリテーションの理念、社会福祉制度の発展過程、現在の制度について学ぶ。障害科学Ⅱにおいては、国際保健の視点から障害モデル、ICF、障害者の実態、障害者の健康スポーツ、障害に関する国連、WHO、世界銀行、JICAなどの取り組み、国際保健、障害者支援の国際協力などについて、国際活動経験が豊富な専門家による講義を行い、国内における障害と障害者に関する実態と課題のみならず、国際的な実態、諸機関の取り組み、わが国の国際協力についても理解し、国際的視野を育てる。

臨床実践に密接な関係をもつ「公衆衛生・疫学」を3年次に配置し、医療と福祉、保健・医療行政に関する基礎知識を修め、医療機関と地域保健との連携を理解し、積極的に参加できる人材を育てる。

看護・介護の内容とその役割を理解するため「看護・介護学」を配置する。看護学教育経験が豊かで、かつリハビリテーション看護に豊富な経験をもつ教員2名が担当し、看護・介護の専門性を教授し、共同作業をどう実践していくのかについて教授する。また、当該領域の教育環境を整備するため、看護関係図書を整備する。

多職種連携について、臨床能力を高めるために、4年次に「多職種連携演習」を配置した。症例の状況把握、他職種への必要な情報の提示、および他職種からの情報収集の実際を学び、相互理解を深めることで、これまでに学んだ基礎的な知識に加え、臨床実習で経験した知識と技能を統合し、多職種の連携医療チームにおける理学療法士及び作業療法士としての役割の認識を高め、問題解決能力を養う。

(3) 専門科目

[理学療法学専攻]

専門科目は、教育内容として「基礎理学療法学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「臨床実習」を配置した。基礎から応用へと段階的に学習を展開させるため、理学療法に関する標準的な理論をはじめとして、臨床および地域社会で必要とされる理学療法に関する実践的な手法の習得達成を目指す。さらに演習、臨床実習を経験させることにより、具体性を伴った理解の深化と専門技能習得の達成を促す。また、卒業後も自己研鑽の一環として学術的活動を継続する素地を形成する目的とし「卒業研究」を「基礎理学療法学」に含めて実施する。すべて選択必修とした。

① 「基礎理学療法学」

理学療法の基礎を培う重要科目として以下の科目を配した。

i) 「理学療法概論Ⅰ（導入論）」を1年次前期に配置した。その目的は、理学療法の概念を正しく理解し、理学療法が関わる領域の概要を把握した上で、職業人としての明確なキャリア形成の第1歩を踏み出す方向付けを行うことにある。

「理学療法概論Ⅱ（理学療法トピックス）」を4年次後期に配置した。臨床現場、研究における最新知識、技能を学ぶことにより、臨床対応能力を高めるものである。

ii) 「病態運動学Ⅰ・Ⅱ」を2年次後期と3年次前期に配置した。正常な運動を理解するための基礎的運動学の学習を進展させ、異常姿勢や異常動作、異常歩行などに対応し、より臨床的な分析力を習得させることを目指すものである。

iii) 「理学療法研究法」を3年次後期に配置した。先達の業績に当たりながら疑問点を絞り、その具体的な解明手段として実験などの情報収集活動を実施したうえで、第三者に明確に伝わるように整理した検証結果の論文化を行うまでの一連の研究手順に関して、その基本事項を習得することを目的とする。

iv) 「理学療法研究法演習（卒業研究）」を4年次に配置した。研究の成果を発表会のディスカッションを通して吟味し、論文集の刊行に至るまで協力して行うものである。

v) 「理学療法教育管理」を4年次に配置した。これは、職場における同職種および関連職種との協働を円滑に進めること、および後進の卒後教育の充実を図り、病者等に対する適正かつ効率的な理学療法サービス提供を実施できる能力を涵養し、職業人として必要不可欠な業務遂行上の知識や態度を習得することを目的とするものである。

② 「理学療法評価学」

機能評価は、理学療法の対象者の特徴を明確にとらえ、治療対象とすべき問題点を明らかにした上で効果的な治療計画の立案を行うために必須である。

i) 「理学療法評価学Ⅰ（関節機能系検査）」、「理学療法評価学Ⅱ（筋機能系検査）」を1年次後期に、「理学療法評価学Ⅲ（各種検査と測定）」を2年次前期に、「理学療法評価学Ⅳ（模擬症例・基礎）」を2年次後期に配置した。身体の機能や形態を正確に把握する検査・測定方法に関する知識と技術を講義と実技練習を組み合わせることで学習し、検査測定結果の整理手法を疾患の状態に応じて学ぶものである。

ii) 「理学療法評価学Ⅴ（高次脳機能検査）」を3年次前期に配置した。神経系障害に特有な複雑な症状に関する検査を学ぶものである。

iii) 「理学療法評価学Ⅵ（症例の評価演習）」を3年次後期に配置した。承諾を得た障害者の協力をえて、学生が評価実技を体験し、評価結果に関して、社会的背景、心理・精神状態、動作・歩行の特徴、日常生活活動能力、国際障害分類を適用した障害の構造把握などを含めて、幅広い視野から整理を行いグループワークにより学ぶ。この科目で、実技試験としてOSCE（客観的臨床能力試験）を実施する。

③ 「理学療法治療学」

治療学は対象者に直接影響を与える技術を扱い、対象者の安全を配慮したリスク管理の知識・技術を含むものであるため、その重要性から以下の7科目を配置した。

i) 「運動療法学」

「運動療法学Ⅰ（各種運動療法の概要）」を2年次前・後期に、「運動療法学Ⅱ（関節モビライゼーション）」を3年次前期に、「運動療法学Ⅲ（PNFの理論と技術）」、「運動療法学Ⅳ（各種治療技術）」を3年次後期に配置した。

基本的な運動療法の概念と歴史および、近年の種々の手法を概観して理解を促し、関節機能障害に対する治療の基本を基礎理論と実技とで学ばせ、神経・筋系の障害に対する治療基礎理論と実技を習得させる。さらに各種の最新治療法について、複数の臨床家を招いて実践的な立場から実技指導を受けさせる。

ii) 「物理療法学」

「物理療法学Ⅰ（表在温熱、力学的治療）」を2年次前期に配置した。物理療法の概要と各種物理的エネルギーの特徴および各種疾患・障害の病態に対する物理療法の適応・禁忌について学んだ後、表在温熱・寒冷療法、牽引装置や圧迫手技などの力学的治療に関する理論学習と実習を行う。

「物理療法学Ⅱ（光線・水治・超音波療法）」を2年次後期に配置した。各治療方法の理論学習と実習を行う。

「物理療法学Ⅲ（電気治療・ジアテルミー）」を3年次前期に配置した。各治療方法の理論学習と実習を行う。

「物理療法学Ⅳ（マッサージ）」を3年次前期に配置した。正確な触診技術を養い、患者にとって負担の少ない身体への接触の仕方や他動的な動かし方の要点を習得させる。

iii) 「義肢装具学」

3年次前・後期に配置した。各種装具の姿勢・動作・歩行に与える治療的意義を理論的説明と症例検討および見本教材を用いたデモンストレーションにより学ぶこととした。3年次後期には、切断者に対する治療を主に力学的観点に基づいた理論と見本教材を用いたデモンストレーションにより具体的に学習することとした。

iv) 「日常生活活動学」

対象者が自立度の高い生活を築くために欠かせない治療的関わりの手法を実践的に学ぶものであり、特に対象者の自立度とその要因を確かめるための日常生活活動評価（ADL評価）は治療アプローチの前提となる重要なものである。

「日常生活活動学Ⅰ（ADLの概念と評価）」を2年次後期に配置した。日常生活活動に関する基礎理論と評価の実技を学ぶものである。

「日常生活活動学Ⅱ（疾患障害別ADL）」を3年次前期に配置することによって疾患・障害に応じた自立を促すアプローチの要点と応用的かつ実践的な手法とをグループワークにより学ぶものである。

v) 「理学療法治療学」

疾患・障害別各論として、それぞれの特徴と病態および基本的な治療方法について概説した上で、実習を通して実践的な治療方法や様々な問題解決のアプローチを学ぶ。

「理学療法治療学Ⅰ（脳血管障害）」、「理学療法治療学Ⅱ（運動器障害）」、「理学療法治療学Ⅲ（神経系障害）」は3年次前期、「理学療法治療学Ⅳ（内部障害）」、「理学療法治療学Ⅴ（発達障害）」は3年次後期に配置した。いずれも病者・障害者等はそれぞれに異なった特徴を有し、治療アプローチも一様ではないため、主要な疾患・障害を網羅する形で複数の科目を配置した。

vi) 「スポーツ理学療法学」

競技スポーツから健康維持目的の生涯スポーツなど様々な場面で生じやすい外傷や障害に対して、理学療法士の立場から、予防や再発防止、種々の症状に対する適切な対処方法について、理論と実技および事例検討を通して学習する。近年、スポーツ人口は幅広い年齢層にわたって分布し、スポーツに伴う身体の損傷はその重症度や症状に多様性がある。そうしたニーズに対応できる職種として、身体運動の原理に詳しい医療職である理学療法士に対する期待は大きい。今後ますます発展する領域であると考えられる。

④ 「地域理学療法学」

地域リハビリテーションは、保健・医療・福祉・介護に関わる理念と技術が統合されたものである。その中で理学療法士の果たす役割として、医療的ケアと生活環境整備とを結びつけて持続的に対象者の生活の質を保障することが求められている。その役割は在宅医療が普及するなか、年々重要性を増している。

i) 「地域理学療法学Ⅰ（概論）」を2年次後期に配置した。地域リハビリテーションの歴史と概要および関連する社会保障制度や専門職の役割と理念について学ぶものである。

「地域理学療法学Ⅱ（維持期の理学療法）」を3年次前期に配置した。介護保険サービスと関連した老人保健施設等や障害者施設、行政、在宅訪問で実施される維持期の理学療法の内容およびそれらの場の連携について学ぶものである。

「地域理学療法学Ⅲ（施設・在宅の理学療法）」を3年次後期に配置した。認知症高齢者の生活再建に向けた在宅でのリハビリテーションアプローチ、および、施設における高齢者に対する集団的レクリエーション等の活動に関して実習とグループワークを通して具体的に学ぶものである。

ii) 「生活環境学」を3年次後期に配置した。福祉機器の導入や住宅改修を通して病者・障害者等に適合した生活環境の整備に関する基本的な考え方と実践的な手法を実習とグループワークを用いて体験を通して学習するものである。

⑤ 「臨床実習」

臨床実習は、病者・障害者等を前にして、どのように役立つことができるかを自身に問いかける体験を通して、それまで培った基礎的知識と技術を統合して評価と治療を行う実践力を養い、治療者を目指す専門家としての自覚を高めることを目的とするものである。体験的に「仁心妙術」を育むと共に、病者・障害者等に対する適切な評価、効果的な治療計画の立案、治療の実施とその成果の的確な検証を行う能力を実践的に高める貴重な機会とする。

i) 「臨床評価実習Ⅰ」を2年次に2週間、「臨床評価実習Ⅱ」を3年次に3週間、「臨床実習Ⅰ・Ⅱ」を4年次に8週間配置した。これは学内における学習の進度に対応したタイミングで順序立てて実施するものである。

[作業療法学専攻]

専門科目は、教育内容として「基礎作業療法学」、「作業療法評価学」、「作業療法治療学」、「地域作業療法学」、「臨床実習」を配置した。基礎から応用へと段階的に学習を展開させるため、作業療法に関する標準的な理論をはじめとして、臨床および地域社会で必要とされる作業療法に関する実践的な手法の習得達成を目指す。さらに演習、臨床実習を経験させることにより、具体性を伴った理解の深化と専門技能習得の達成を促す。また、卒業後も自己研鑽の一環として学術的活動を継続する素地を形成する目的とし「卒業研究」を「基礎作業療法学」に含めて実施する。臨床医学の「医療画像解析学概論」、「外科学概論」を除き、全科目を選択必修とした。

① 「基礎作業療法学」

作業療法の基礎を培う重要科目として位置づけた。作業療法の健康に果たす役割、作業療法の意味、治療的役割といった基本的な作業療法科学の概念を学び、作業を用いた治療を歴史的、理論的、科学的に捉える能力を養うものである。

i) 「作業療法概論」を1年次に配置した。作業療法士として供えるべき知識・技能・態度の領域における資質を理解し、専門職業人となるための意識付けを高めるとともに、作業療法の過程を通し、4年間で学ぶ専門知識の概要を教授する。

ii) 「基礎作業療法学」を1年次に配置した。作業療法の概念、前提となる理論、目標などの知識を学び、

作業療法とは何かを理解する。

iii) 「基礎作業学 (基本・技法)」を1年次に、「基礎作業学 (作業分析学)」を3年次前期に配置した。1年次に、臨床で用いる作業種目の基本技術、リスク管理の基本を学び、3年次に作業が心身に与える影響、心身が作業に与える影響を考察し、作業療法士として作業を用いる上での必要となる視点を身につける。

iv) 「作業療法研究法」を3年次後期に、「作業療法研究法演習 (卒業研究)」を4年次に配置した。専門職として重要となる研究的態度を養うために実践する研究の基礎について学び、4年次に自らテーマを設定して具体的に研究を行うものである。

v) 「作業療法倫理管理」を4年次前期に配置した。臨床実習を経験した後に、卒業後に組織人として働く上で必要となる基本的な作業療法部門の管理や運営に係わる知識を身につけるためのものである。

② 「作業療法評価学」

作業療法における評価は、対象者の全体像を把握し治療に結びつけるために必要となる重要な科目である。

i) 「作業療法評価学総論」を1年次に配置し、評価の基礎となる考え方、接し方と作業療法分野における評価の全体像を学ぶこととした。

ii) 「作業療法評価学 (身体障害)」を2年次前期に、「作業療法評価学演習 (身体障害)」を2年次後期に配置し、身体障害の評価技法について学び、演習により評価技法の習得を図る。

iii) 「作業療法評価学 (精神障害)」を2年次前期に、「作業療法評価学演習 (精神障害)」を2年次後期に配置し、精神障害の評価技法について学び、演習により評価技法の習得を図る。

iv) 「作業療法評価学 (発達障害)」を2年次前期に、「作業療法評価学演習 (発達障害)」を2年次後期に配置し、精神障害の評価技法について学び、演習により評価技法の習得を図る。

v) 「作業療法評価学 (高齢期障害)」, 「作業療法評価学 (高次脳機能障害)」, 「作業療法評価学 (日常生活活動)」を2年次に配置し、高齢者、高次脳機能障害、日常生活活動全般にわたる評価法と技法を学ぶこととした。

vi) 「作業療法評価学演習 (総合)」を2年次に配置し、臨床評価実習に向けて、OSCE(客観的臨床能力試験)を実施し、模擬患者を通して評価過程の一連の流れを演習することとした。

③ 「作業療法治療学」

作業療法治療学は、身体障害領域、精神障害領域、発達障害領域、高齢期障害、高次脳機能障害の主要分野ごとに分けて授業を配した。

i) 「作業療法治療学Ⅰ (身体障害)」, 「作業療法治療学Ⅰ演習 (身体障害)」を3年次前期に、「作業療法治療学Ⅱ (身体障害)」, 「作業療法治療学Ⅱ演習 (身体障害)」を3年次後期に配置した。前期には機能障害、活動制限、参加制約等治療手技について学び、後期に臨床場面に即して病態別に応用して治療学を学ぶこととした。

ii) 「作業療法治療学Ⅰ (精神障害)」, 「作業療法治療学Ⅰ演習 (精神障害)」を3年次前期に、「作業療法治療学Ⅱ (精神障害)」, 「作業療法治療学Ⅱ演習 (精神障害)」を3年次後期に配置した。前期には機能障害、活動制限、参加制約等治療手技について学び、後期に臨床場面に即して病態別に応用して治療学を学ぶこととした。

iii) 「作業療法治療学Ⅰ（発達障害）」、「作業療法治療学Ⅰ演習（発達障害）」を3年次前期に、「作業療法治療学Ⅱ（発達障害）」、「作業療法治療学Ⅱ演習（発達障害）」を3年次後期に配置した。前期には機能障害、活動制限、参加制約等治療手技について学び、後期に臨床場面に即して病態別に応用して治療学を学ぶこととした。

iv) 「作業療法治療学（高齢期障害）」を3年次前期に、「作業療法治療学演習（高齢期障害）」を3年次後期に配置し、前期には機能障害、活動制限、参加制約等治療手技について学び、後期に臨床場面に即して病態別に応用して治療学を学ぶこととした。

v) 「作業療法治療学（高次脳機能障害）」を3年次前期に、「作業療法治療学演習（高次脳機能障害）」を3年次後期に配置し、前期には機能障害、活動制限、参加制約等治療手技について学び、後期に臨床場面に即して病態別に応用して治療学を学ぶこととした。

vi) 「日常生活活動学」を3年次前期に、「日常生活活動学演習」を3年次後期に配置し、評価結果の解釈や疾患の基礎知識をもとに作業療法の目標設定および治療立案の基本的理論を学び、その治療の有効性や治療手段の選択について理解を深める。

vii) 「義肢装具学」を3年次に配置し各種装具、自助具の姿勢・動作に与える治療的意義を理論的説明と症例検討および見本教材を用いたデモンストレーションにより学ぶこととした。

viii) 「職業前評価・治療学」を3年次前期に配置し、作業療法士に特有な分野である障害者の社会参加のために必要となる能力を評価し、養う知識と技能を学ぶ。

ix) 「作業療法治療学演習（総合）」を3年次後期に配置し、疾患や領域の枠組みを超えて、より専門的に治療学を学ぶ。

④ 「地域作業療法学」

ハビリテーション関連職種は、保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍し、期待されている。個人の疾病治療に加えて、地域社会、家族をも働きかけることが必要となる。身近な地域における保健・医療・福祉の現状を、歴史的、地域的背景から理解し生涯にわたり、予防的、治療的、維持的に関わるための知識と技法を学ぶこととした。

i) 「地域医療・地域リハビリテーション学」を2年次後期に配置した。全国でもトップを走る長野県の地域医療モデルの歴史と現状に加え、リハビリテーション理念の発展の歴史を学んだ上で、職業前評価を含めた社会復帰への作業療法士の役割を学ぶものである。

ii) 「地域作業療法学概論」を3年次前期に、「地域作業療法学演習」を3年次後期に配置した。地域医療、保健予防、介護保険、自立支援法などの法的な枠組みの中での作業療法士の具体的な活動を理解する。地域の社会資源の調査を行い、介護予防事業、行動変容技法、住宅改修などについて演習を行なうものである。

iii) 「自立生活環境指導論」を3年次後期に配置し、社会資源、福祉機器等の活用を通じて自立生活を支援する方法について学び演習する。

⑤ 「臨床実習」

学内で学んだ知識や技術を実際の臨床現場で応用する態度を養うため、履修内容に応じた段階的臨床実習を配置した。

i) 「臨床評価実習Ⅰ」を2年次後期に2単位、「臨床評価実習Ⅱ」を3年次前期に3単位、配置し、基

本的評価技法を確認し、治療手技を踏まえたうえでの評価、統合と解釈、課題の焦点化を学ぶ。

ii)「臨床実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅱ」を4年次前期に、「臨床実習Ⅲ」を4年次後期に配置した(計8単位×3回)。臨床家として必要となる評価、課題の焦点化、目標設定とPDCAサイクルに基づく治療実習を経験する。精神科領域における実習を必修とし、心身の障害のすべてに対応できる人材を養成する。3-2-

<卒業に必要な授業科目の履修と単位数>

各専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりである。

区 分		教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
専攻 理学療法 学	必修科目	18 単位	34 単位	－単位	52 単位
	選択科目	8 単位以上	6 単位	64 単位	78 単位以上
	合 計	26 単位以上	40 単位	64 単位	130 単位以上
学専攻 作業療法 学	必修科目	18 単位	34 単位	－単位	52 単位
	選択科目	8 単位以上	4 単位以上	75 単位	87 単位以上
	合 計	26 単位以上	38 単位以上	75 単位	139 単位以上

3-2-④ 教養教育の実施

上記 3-2-③における教養科目の目的に沿って、導入教育科目、人文科学、社会科学、自然科学、体育学、外国語の科目群を配置している。

なお、組織上に教養教育担当部署は位置づけられていないが、カリキュラムの編成、見直しの課程において教養担当者が参加し、検討を行っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

学生の主体的な学習を支援するために、各科目毎に授業概要(シラバス)において、履修上の留意点を明記し、特に予習と復習の内容について記載している。また、学習の定着を目的とした課題の提出や小テストの実施も行っている。

また、毎学期に順次指定された授業科目に関し、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果に教員コメントを提出してもらっている。さらにそのコメントを二週間の閲覧期間中に全教員に示し、授業方法の改善に努めている。

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-2-1】長野保健医療大学ホームページ：学校法人四徳学園 情報公開

<http://shitoku.ac.jp/disclosure/education>

基準項目

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

カリキュラム編成

(1) カリキュラム編成・実施方針の制定

平成 27 年度、教務委員会で素案を検討，2 回にわたる専任教員会議を経て策定。アドミッションポリシー，ディプロマポリシー，カリキュラムポリシーをホームページ上に掲示した。

(2) カリキュラム編成，見直しの方法，体制

現行カリキュラムにおいては，平成 28 年 3 月に文部科学省より示された理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインとの整合性を確認し，また平成 31 年度に向けての新たなカリキュラムの編成に関する検討を行うための委員会を平成 28 年 6 月に立ち上げた。平成 29 年度では，アドミッションポリシー，ディプロマポリシー，カリキュラムポリシーの 3 つのポリシーを再度見直しとともに現行カリキュラムの見直しをおこなった。また平成 29 年 6 月より理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会が立ち上がったことにより，今後は同検討会の動向を見据えたカリキュラム編成，見直しを行っていくことを確認した。

(3) 教育指導のありかた・シラバスの作成

シラバス作成にあたり，専任教員会議で方針を周知した。

シラバスは開講する 2 年分に加えて，4 年間のカリキュラム分すべてを作成した。

(4) カリキュラムガイダンスの実施状況

入学前に 1 回，入学後に 1 回実施している。

入学前ガイダンスでは，履修の基本的な考え方を学生便覧を用いて行った。また，履修登録の方法について，演習を行った。

入学後のガイダンスでは，履修登録の支援のために専攻毎に 1 コマのガイダンスを設定して実施した。

(5) 各科目担当者間での授業内容の調整

各教員が個別に授業内容の調整を行っている。またその内容について専任教員会議で検討，教科書の選定等の意見交換を行った。

基準4. 教員・職員

領域：教学マネジメント，教員・職員配置，研修，研究支援

趣旨：

- ・学長の適切なリーダーシップ
- ・効果的な教職員の配置
- ・FD や SD を通じた教職員の職能開発
- ・研究活動の支援体制

※職員とは，事務職員のほか，教授等の教員や学長等の大学執行部，技術職員等を含む

基準項目

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学園の組織規程において意思決定組織を構成している。学長は、「運営会議」では構成員となり，教授会に代わる「専任教職員会議」では，議長として学生に関する事項，学部の教育計画，研究に関する事項を審議し，適切にリーダーシップを発揮している。

学長は，意思決定と業務執行に当たり，副学長1名を配置し，広範にリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

【資料4-1-1】，【資料4-1-2】，【資料4-1-3】，

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学園の意思決定組織として，「運営会議」及び「専任教員会議」を置いている。「運営会議」は本学の運営及び教学に係る全学的な重要事項を審議する場であり，経営，組織，人事，学則・規程の制定及び改廃などを審議する。毎月1回開催する定例会議であり，構成員は，理事長，副理事長，常務理事，学長，副学長，学部長，学科長，事務局長，総務部長，学務部長である。

「専任教員会議」は，大学における教育に関する重要事項を審議する場であり，入学，進級，卒業，教育計画，研究などを審議する。毎月1回の定例会のほか必要なときは臨時で開催している。構成員は，専任教員全員であるが，現在は学年進行中であり，専門学校との並行期間でもあるため，事務職員及び専門学校の教員も参加して開催している。

また，大学を運営する上で必要な組織として，「教務委員会」「FD委員会」等の各種委員会を置き，各委員会の規程において役割を明確にしている。また，専攻に関する重要な事項を協議するため，「専攻会議」を週1回開催している。

これら各種委員会及び「専攻会議」での内容について、連絡調整を図る場として「連絡調整会議」を週1回開催し、その場で調整した事項を、「運営会議」又は「専任教員会議」に上程している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学園の経営に係る重要事項は、「理事会」と諮問機関である「評議員会」において決定を行っているが、多様な経営上の諸問題に迅速に対応するため、理事会の包括的授権に基づき「運営会議」を設置し、運営会議規程の定めるところにより意思決定を行い、理事長による業務運営の円滑化を図っている。

組織規程及び事務処理規程により、事務局の組織、職員の職務、各部課の事務分掌について定め、各事務部門の果たす役割を明確化し、適切な事務執行ができる体制を整えている。

各種委員会においては、職員も必要な場合は委員として参画し、事務局として委員会の庶務を担当するなど、教員と一体となって本学の教育研究の向上を図っている。

【資料 4-1-4】

<エビデンス集 資料編>

【資料4-1-1】 組織規程

【資料4-1-2】 運営会議規程

【資料4-1-3】 専任教員会議規程

【資料 4-1-4】 寄附行為

基準項目

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の配置・職能開発等

教員の確保・配置については、大学設置基準及び養成施設指定規則に定められた基準を満たしている。

FD委員会による研修会を毎年実施し、授業内容の質の向上に努めるとともに、週に1日、研究日を設け、研究活動及び外部の各種研修会に参加する時間を確保している。

大学教員構成 (平成29年度)

単位：人

学部・学科		専任教員数					助 手	設置 基準 上 必要 専 任教 員 数	設置 基準 上 必要 専 任教 授	専 任 教 員 1 人 当 た り の 在 籍 学 生 数	兼 任 (非 常 勤) 教 員 数
		教 授	准 教 授	講 師	助 教	計					
保健科学部	リハビリテーション 学科	11	3	4	3	21	0	20	10	12.33	44
合計		11	3	4	3	21	0	20	10	12.33	44

平成29年度における教員の年齢の構成は下表の通りであり、40歳代から70歳代にわたっているが、最も多いのは、50歳代で33%となっており、次いで60歳代が29%、40歳代が24%、70歳代が14%となっている。

年齢別教員数

単位：人

	教授	准教授	講師	助教	助手
29歳以下	0	0	0	0	0
30～39歳	0	0	0	0	0
40～49歳	2	0	1	2	0
50～59歳	1	2	3	1	0
60～69歳	5	1	0	0	0
70歳以上	3	0	0	0	0

教員組織

(1) 教員組織の編成方針

- ① 学位，研究実績，業務経験に基づき，教授，准教授，講師，助教により構成した。
- ② 管理運営機関として，運営会議，専任教員会議を設けた。
- ③ 専任教員会議のもとに教務，学生指導，研究の各委員会を設けて責任体制を明確にした。
- ④ 大学の社会的責任を果たすために，広報，自己点検，FD 委員会を設けた。

(2) 専任教員・兼任教員の配置状況

保健科学部リハビリテーション学科の専任教員は，教授 11 名，准教授 3 名，講師 4 名，助教 3 名の計 21 名（学長を含む。）を配置した。兼任教員は 44 名を充てた。

大学設置基準上必要な専任教員数は 20 名（内教授 10 名）であり，理学療法士作業療法士養成施設指定規則上必要な専任教員数は 12 名であるため，教育内容を教授するに適当な数の教員を満たしている。また，本学は，1 学科であり，専任教員は両専攻を共通して担当するので専攻別の教員配置を執らないこととした。

(3) 教員人事についての長期計画

教育研究の継続を図るため，退職者があった場合には，その科目を担当するに適した教員を採用する。採用は，バランスのとれた年齢構成となるよう年齢も考慮する。具体的には，退職者の後任の採用は，内部昇格を基本とし，その補充は，可能な限り，下位の職位（講師・助教・助手）として若返るようにする。ただし，内部昇格が適当でない場合は，同じ職位の外部者を採用する。いずれの場合も，今後の採用者は，原則として定年まで 4 年以上の期間がある者とし，助教・助手の若手を採用するよう配慮する。

(4) 教員の採用基準，昇級基準等

本学の教員採用については，就業規則に基づき，教育・研究の双方からの視点で総合的に審査をし，採用を行っているが，職位，担当科目については，文部科学省のアフターケア期間であるため，教員審査を経て決定している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 委員会では，毎月第一水曜日に委員会を開催し，今年度は 11 回開催した。

年次計画としては，年度の終わりに一年間の見直しと翌年度の実施予定について検討を行っている。今年度の大きな予定としては，①授業評価アンケート②勉強会・研修会の実施が挙げられた。

平成 29 年度 FD 委員会実施内容

1) 新任教員研修会および FD 研修会（参加者 24 名）

H29.4.5 (水) 15:00-16:15

学長から大学の将来構想についての話があった。

学生部長からは学生生活について、その後、新カリキュラム委員会による今後の方向性についての話があり、質疑応答を行った。

2) 新カリキュラム委員会と合同での勉強会 (参加者 22 名)

H29.4.26 15:00-16:30

新カリキュラム検討事項に関する資料をもとに、今後の方針、計画についての話があった。その後質疑応答の時間が設けられた。

3) 研修委員会・FD 委員会の合同研修会「IPE・IPW 見学報告会」

(参加者 25 名)

H29.6.28 15:00-16:20

埼玉県立大学での見学について報告があり、その後質疑応答を行った。

4) FD 研修会 「臨床実習とハラスメント」(参加者 28 名)

H30.1.31 16:45-17:45

昨年度より実施しているハラスメントについて、今回も学外の講師に依頼し、臨書実習に関係するハラスメントについて研修会を実施した。

5) 前期・後期それぞれ授業評価アンケート実施

アクティブアカデミーをしようとした授業評価アンケートを実施した。実施内容については、他大学の例を用いて内容を再検討し、今後より良いアンケート調査にするよう委員会で話し合いを行っている。回収率が落ちた昨年度から周知用法を検討し、今年度は昨年度よりも回収率が向上した。また、アンケートを元に各教員からの所見を記載したものを取りまとめ、事務所で2週間開示した。

前期

学生回答期間：(1 週間)：7 月 19 日 (水) ～7 月 28 日 (金)

教員コメント提出期限：8 月 3 1 日 (木)

閲覧期間：(2 週間)：9 月 18 日 (月) ～9 月 29 日 (金)

後期

学生回答期間：(1 週間)：1 月 16 日 (火) ～1 月 22 日 (月)

教員コメント提出期限：2 月 28 日 (水)

閲覧期間：(2 週間)：3 月 2 2 日 (木) ～4 月 4 日 (水)

委員会規定の改正により、平成 30 年度より SD を加え、FD・SD 委員会とすることとなった。

基準項目

4－3．職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

新任職員には、必要に応じて学外の団体が主催する各種講習会等へ派遣・参加させている。また、業務上必要が認められる場合は専門資格を取得するよう指示している。いずれも経費は大学にて負担している。

基準項目

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究活動の場として、専任教員は1室をパーティションで分けた研究室を配置している。週1日は研究日として学外での研究活動を行う時間を確保するとともに、専門業務型裁量労働制を適用し、業務遂行の手段及び時間配分を教員の裁量に委ね、研究環境を整備している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「公的研究費等の運営及び管理を適正に行うための基本方針」、「公的研究費等の適正な使用に関する行動規範」、「公的研究費等の不正防止計画」及び「公的研究費等の取扱いに関する規程」を制定し、ホームページにおいても公表し、社会に対しての説明責任を果たしている。

本学の研究者が人及び人由来の材料を対象とした研究を行うに際しては、倫理的配慮及び科学的妥当性が確保されているかについて、研究倫理審査委員会の審査を受けなければならない。委員会の構成員は学長、学部長、学長が指名する教員、外部委員（法律の専門家あるいは人文・社会科学の有識者）、事務局長を配置している。委員会で承認、条件付き承認とされたものは、最終的に学長の責任において承認通知を与えている。また、研究者のコンプライアンス教育として（一社）公正研究推進協会の「研究倫理eラーニングコース」を利用している。

研究倫理審査過去3年間の申請状況（件）

年度	合計
27年度	—
28年度	5
29年度	3

【資料 4-4-1】，【資料 4-4-2】，【資料 4-4-3】，【資料 4-4-4】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員に対する主な研究活動支援費用として、個人研究費助成規程に基づき、職位に関わらず専任教員全員に個人研究費を支給している。また、学内における研究活動を促進させる目的から、競争的資金としての学内公募研究費を交付している。申請は学内公募研究費取扱規程に基づいて採択され、学長の責任において交付される。

【資料 4-4-5】 個人研究費助成規程】

<エビデンス集 資料編>

【資料 4-4-1】 公的研究費等の運営及び管理を適正に行うための基本方針

【資料 4-4-2】 公的研究費等の適正な使用に関する行動規範

【資料 4-4-3】 公的研究費等の不正防止計画

【資料 4-4-4】 公的研究費等の取扱に関する規程

【資料 4-4-5】 個人研究費助成規程

基準5. 経営・管理と財務 領域：経営の規律，理事会，管理運営，財務基盤と収支，会計

領域：経営の規律，理事会，管理運営，財務基盤と収支，会計

趣旨：法人全体の中長期的な計画の策定及び執行

- ・理事会の機能性
- ・管理運営の円滑化と相互チェック
- ・計画に基づく財務基盤の確立
- ・適切な会計処理

基準項目

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全，人権，安全への配慮

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は、寄附行為において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」を目的としており、これらの法律の趣旨に沿って誠実に運営している。

専門学校創立時からの「四徳」の精神を基本として、大学建学の精神に則り、高等教育機関として地域に貢献できる有為な人材を育成している。

【資料 5-1-1】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人運営については、寄附行為の定めにより理事会及び評議員会を開催し、学園の重要事項を審議している。大学の運営及び教学に係る全学的な重要事項については、運営会議規程に基づき月例の運営会議にて審議している。

平成31年4月の看護学部設置構想について、外部の有識者による「看護学科設置検討委員会」に諮問し、その答申を受けて、看護学部看護学科の設置計画を策定し、平成30年3月に文部科学省に学部設置申請を行った。

5-1-③ 環境保全，人権，安全への配慮

学生便覧においてハラスメント，防犯・事故予防，個人情報の管理などについて記載するとともに、前述の内容を簡易的に説明した「学生生活スタートブック」を入学時に学生に配布し、周知を図っている。また、学生相談窓口を設置し、電話・書面により受付を行っている。

施設設備の安全対策については、建物の定期調査，消防設備，電気設備，エレベータ設備の各種点検を専門業者に委託し，安全性を確保している。

災害時の対応についてはマニュアルを作成し，事務室，各研究室に設置している。AEDは事務室と運動療法室に設置している。

喫煙については分煙を徹底し，屋外テラスと，校舎外部の喫煙室（プレハブ）の2ヵ所を喫煙場所とし

て、学内における受動喫煙を防止している。

<エビデンス集 資料編>

【資料 5-1-1】 寄附行為

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為において「理事会」は学校法人業務に関する意思決定機関として位置付けている。理事会は3月と5月に定例で開催され、必要に応じて臨時に開催されている。

理事長は副理事長1名、常務理事1名を選任しており、迅速な意思決定による適切な業務遂行ができるよう、理事長を補佐している。

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

寄附行為の定めにより、学長は理事に選任されており、評議員にも選任されている。また、事務局長は理事兼評議員、副学長と学務部長は評議員に選任されており、大学からの意見は審議に反映された上で意思決定が行われている。

理事会は、寄附行為第21条に定める事項について、あらかじめ評議員会の意見をきくことになっており、ガバナンスは確保されている。

【資料 5-2-1】 寄附行為

<エビデンス集 資料編>

【資料 5-2-1】 寄附行為

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意志決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意志決定の円滑化

月例の運営会議において、法人と教学側のコミュニケーションが図られ、理事会の決定事項についても報告がなされており、円滑に運営されている。また、運営会議の内容は専任教員会議もしくは連絡調整会議において周知されている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

寄附行為の定めにより、学長は理事に選任されており、評議員にも選任されている。また、事務局長は理事兼評議員、副学長と学務部長は評議員に選任されており、大学からの意見は審議に反映された上で意思決定が行われている。

理事会は、寄附行為第21条に定める事項について、あらかじめ評議員会の意見をきくことになっており、ガバナンスは確保されている。

監事は、寄附行為の定めにより大学に出向いて監査を行い、学園の業務や財務状況の把握に努め、その結果を理事会及び評議員会に報告している。理事会には毎回出席し、チェック機能を果たしている。

「公的研究費等の取扱に関する規程」に基づき、内部監査計画書を作成し、事務局長の指揮の下に実施し、透明性を確保している。

【資料 5-3-1】、【資料 5-3-2】

<エビデンス集 資料編>

【資料 5-3-1】 寄附行為

【資料 5-3-2】 公的研究費等の取扱に関する規程

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

組織変更認可申請時に作成した資金計画に基づいて実行しており、開学以降の平成27年度、平成28年度ともに、申請時の計画を維持した上で、翌年度繰越収支差額において増額を実現している。また、借入金については、専門学校建設時の市中銀行からの借入金を平成27年度に完済しており、日本私立学校振興・共済事業団からの借入金も計画通り返済している。これにより、負債償還率は1.9%の低水準となっている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

組織変更認可申請時には、完成年度（平成30年度）において事業活動収支がプラスに転じる計画だったが、開学2年目の平成28年度決算においてプラスを実現できた。完成年度までは年度ごとに収入・支出の変動が予想されるが、翌年度繰越収支差額のプラスを維持する予算編成を行っていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計 処理の適正な実施

5-5-② 会計 監査の体制整備と厳正な実施 監査の体制整備と厳正な実施

5-5-① 会計 処理の適正な実施

「学校法人会計基準」及び本法人の「経理規程」に基づき、適切に会計処理を行っている。税理士法人と会計顧問契約を交わし、月次ごとに証憑書類のチェックを受け、会計処理上の指導を受けている。更に、より専門的な問題が発生した場合には、公認会計士を交えて三者で相談できる体制を整えている。

【資料5-5-1】 経理規程

5-5-② 会計 監査の体制整備と厳正な実施 監査の体制整備と厳正な実施

公認会計士の監査、法人役員である監事による監査及び「公的研究費等の取扱に関する規程」に基づく法人事務局長の指揮による内部監査を実施している。

全ての監査には事務局長が同席しており、公認会計士の監査内容について必要な事項を監事に伝え、連携を図っている。

【資料5-5-2】

<エビデンス集 資料編>

【資料5-5-1】 経理規程

【資料5-5-2】 公的研究費等の取扱に関する規程

その他. 独自の基準設定, 特記事項

基準A. 社会貢献

本学は保健・医療系大学の専門性を生かし, 本学研修委員会が検討し, 本学教員および本学の人的資源ネットワークを生かした講師を招聘し, 保健医療に関する幅広い情報提供を行っている.

平成 29 年度に開催した生涯学習講座および市民公開講座は以下の通りである.

平成 29 年度開催の生涯学習講座および市民講座

1. 春の生涯学習講座・市民公開講座 (第 10 回生涯学習講座・第 5 回市民公開講座)

日 程:平成 29 年 6 月 24 日 (土) 14:30~16:00

場 所:にじいろキッズらいふ (長野市若里)

テーマ:遊びで伸ばすこどもの心と身体 ~発達障害, 子育て支援~

講 師:福田恵美子 (長野保健医療大学)

参加者数:61 名 (一般 49 名, 桃李会 6 名, 大学 6 名)

2. 夏の生涯学習講座 (第 11 回生涯学習講座)

日 程:平成 29 年 8 月 26 日 (土) 14:30~16:00

場 所:長野保健医療大学

テーマ:リハビリテーションスタッフの職域拡大に向けて~社会の中での役割と可能性~

講 師:岩隈 彩 氏 (大和ハウス株式会社, 理学療法士)

参加者数:99 名 (在校生 54 名, 桃李会 40 名, 大学 5 名)

3. 市民公開講座・リハビリテーションクリニック講演会 (第 12 回生涯学習講座・第 6 回市民公開講座)

日 程:平成 29 年 9 月 30 日 (土) 14:30~16:00

場 所:長野保健医療大学

テーマ:神経痛とリウマチ -生活上の注意と予防-

講 師:金物壽久 (長野保健医療大学副学長)

参加者数:83 名 (一般 53 名, クリニック 17 名, 大学 13 名)

4. 冬の生涯学習講座 (第 13 回生涯学習講座)

日 程:平成 30 年 2 月 3 日 (土)

場 所:長野保健医療大学

テーマ:認知症のある人への関わり方

講 師:守口恭子 氏 (健康科学大学名誉教授)

参加者数:81 名 (学生 42 名, 桃李会 35 名, 大学 4 名)